



令和 6 年 5 月 22 日

精神障害者の医療費助成を拡充します！

令和 6 年 8 月診療分から、対象となる精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方は、これまでの精神科通院医療費助成に加えて、すべての診療科目において、通院・入院ともに医療費助成を受けることができるようになります。

新たに対象となると思われる方には案内を送付いたします。

記

1 新たに対象となる方

①精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

②精神障害者保健福祉手帳 2 級と療育手帳 (B1) 両方の交付を受けている方

福祉医療費受給券もしくは重度障害老人等福祉助成券のいずれかを交付します

※8 月以降、精神科通院医療費受給券 (助成券) と両方お使いいただくことになります。

※各制度ではご利用いただく目的が異なりますので、精神科への通院時は、これまでと同様に精神科通院医療費受給券 (助成券) をご提示ください。

2 申請の手続き

(1) 申請が必要な方へ、6 月上旬頃に市保険年金課から手続きの案内を送付

(2) 期限内に申請書を市保険年金課へ提出

(3) 7 月下旬頃に 8 月から利用できる受給券 (助成券) を送付

3 受給券の名前が変わります

この度の制度拡充につき、以下の受給券の名前が変わります。

旧) 重度心身障害老人等福祉助成券 → 新) 重度障害老人等福祉助成券

※従来の福祉医療費助成制度等に精神障害者が新たに加わることから、重度心身障害が重度障害に改まります。

問い合わせ先

市民環境部保険年金課

担当：福江、堀部、鶴田

電話：30-6136 FAX：22-1398

E-mail：hokennenkin@ma.city.hikone.shiga.jp